

2 諸手当に関する状況

(3)住居手当

平成26年4月1日現在 (単位:円)

団体名	35歳未満のみ支給	支給限度額		持家支給がある団体のうち 条例本則では廃止済
		借家・借間	持家	
八王子市	○	15,000	-	-
立川市		12,000	4,000	○
武蔵野市	○	15,000	-	-
三鷹市		15,000	-	-
青梅市	○	15,000	-	-
府中市	○	10,500	5,000	○
昭島市	○	15,000	-	-
調布市		9,600	9,600	-
町田市		15,000	5,000	-
小金井市※1		15,000	3,000	○
小平市	○	15,000	-	-
日野市	○	15,000	-	-
東村山市	○	15,000	-	-
国分寺市※2		14,000	2,500	○
国立市※3		35歳以上 7,500 35歳未満 10,500	-	-
福生市	○	15,000	-	-
狛江市	○	15,000	-	-
東大和市※4		15,000	1,400	○
清瀬市	○	15,000	-	-
東久留米市	○	15,000	-	-
武蔵村山市	○	15,000	-	-
多摩市	○	15,000	-	-
稲城市	○	15,000	-	-
羽村市	○	15,000	-	-
あきる野市	○	15,000	-	-
西東京市	○	15,000	-	-
瑞穂町	○	15,000	-	-
日の出町	○	15,000	-	-
檜原村	○	15,000	-	-
奥多摩町	○	15,000	-	-
大島町		27,000	-	-
利島村		26,000	-	-
新島村		27,000	-	-
神津島村		27,000	-	-
三宅村		27,000	-	-
御蔵島村		27,000	-	-
八丈町		27,000	-	-
青ヶ島村		24,000	-	-
小笠原村		27,000	-	-

- ※1 小金井市:平成27年1月1日から35歳未満で借家・借間に住む世帯主等に15,000円とすることで条例改正済み。
 ※2 国分寺市:平成27年1月1日から35歳未満で借家・借間に住む世帯主等に15,000円とすることで条例改正済み。
 ※3 国立市:平成29年1月1日から35歳未満で借家・借間に住む世帯主等に15,000円とすることで条例改正済み。
 ※4 東大和市:平成27年4月1日から35歳未満で借家・借間に住む世帯主等に15,000円とすることで条例改正済み。